



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則

- 大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則……………(保険医療課) …… 3
- 大和高田市営斎場管理運営規則の一部を改正する規則……………(環境衛生課) ……10

訓令

- 大和高田市住宅管理法的措置検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令(営繕住宅課) ……10
- 大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令(財産管理課) ……10
- 大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令……………(企画法制課) ……11
- 大和高田市公共施設等総合管理計画策定検討委員会設置要綱……………(改革推進局) ……12
- 大和高田市都市計画道路見直し庁内検討委員会設置要綱……………(都市計画課) ……13

告示

- 公示送達……………(収納対策室) ……14
- 職権消除……………(市民課) ……14
- 職権消除……………() ……15
- 引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課) ……15
- 公示送達……………(税務課) ……16
- 公示送達……………(収納対策室) ……16
- 公示送達……………(保険医療課) ……16
- 公示送達……………(収納対策室) ……17
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課) ……17
- 公示送達……………(収納対策室) ……18
- 公示送達……………() ……18

公告

- 消防設備定期点検業務(市内8小学校)に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室) ……19
- 消防設備定期点検業務(市内3中学校・市内6幼稚園・市内公立2認定こども園及び6保育所)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……21
- 材木町他地内道路除草作業に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……24
- 奥田他地内道路除草作業に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……27
- 大中地内側溝修繕工事に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……29
- 平成28年度大和高田市職員採用試験(医療職)の実施……………(市立病院総務課) ……32
- 高4枝市場地内管渠工事(58)・給配水管移設工事(G58)に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室) ……33
- 本郷大中線道路改良工事・高4枝南本町地内管渠工事(62)・配水管布設工事(南本町)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……36
- 高5枝春日町2丁目地内管渠工事(8)・給配水管移設工事(G08)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……38
- 曾大根1丁目・昭和町地内マンホール蓋替工事(31)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……41

○平成28年度大和高田市職員採用試験(行政職)の実施……………(人事課) ……43	
教育委員会	
○夜間学級の就学に係る費用の徴収に関する規則を廃止する規則……………(学校教育課) ……47	
○教育委員会7月定例委員会の招集……………(教育総務課) ……47	
農業委員会	
○農業委員会8月定例委員会の招集……………(農業委員会) ……47	
公平委員会	
○不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則…(公平委員会) ……48	
公営事業	
○指定給水装置工事事業者の指定……………(水道総務課) ……50	
○平成28年度給配水管漏水調査業務委託に関する条件付き一般競争入札 公告……………() ……50	
○配水管布設替工事及び消火栓新設工事(有井第3工区)に関する条件付 き一般競争入札公告……………() ……52	

規 則**規則第6号**

大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則を次のように定める。

平成28年3月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成28年条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長が定める助成金控除額)

第2条 条例第3条第4号に規定する額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に定める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 外来療養である場合 500円
- (2) 14日未満の入院療養である場合 500円
- (3) 14日以上入院療養である場合 1,000円

(受給資格の認定申請)

第3条 条例第3条の規定により助成金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、重度心身障害老人等医療費受給資格認定(更新)申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 条例第2条第1号又は第2号に該当することを明らかにすることができる書類
- (2) 高齢者医療確保法に基づく被保険者証
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(受給資格の通知)

第4条 市長は、申請書を受理した場合において、申請者が条例第2条に規定する要件に該当すると認めるときは重度心身障害老人等医療費受給資格認定通知書(様式第2号)を交付するものとし、当該要件に該当しないと認めるときはその理由を付し、重度心身障害老人等医療費受給資格認定申請却下通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(支給方法)

第5条 受給資格認定を受けた者(以下「対象者」という。)は、重度心身障害老人等医療費助成金支給申請書(様式第4号)及び重度心身障害老人等医療費助成金交付請求書(様式第5号。以下「請求書」という。)に領収書その他自己負担金を医療機関等で支払ったことを証明するものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、奈良県後期高齢者医療広域連合から市長に当該診療に係る自己負担金その他助成金の算定に必要な事項の通知があったときは、対象者から市長に前項の請求書の提出があったものとみなす。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは第2条に規定する区分に応じ、当該区分に定める額を控除した額に相当する額を交付し、不適当と認めるときは重度心身障害老人等医療費助成金交付請求却下通知書(様式第6号)により通知するも

のとする。

（受給資格認定の更新申請等）

第7条 対象者は、毎年7月1日から7月31日までの間に、申請書に第3条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。ただし、現況に変更のない場合は、この限りでない。

2 第3条第2項及び第4条の規定は、前項の規定による更新申請があった場合について準用する。
（届出）

第8条 条例第4条に規定する規則で定める事由は、次に掲げるものとし、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- （1） 対象者が住所又は氏名を変更したとき。
- （2） 条例第2条に規定する者に該当しなくなったとき。
- （3） 対象者が死亡したとき。

2 対象者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条の規定による死亡の届出義務者は、死亡届を市長に提出しなければならない。

（受給者台帳の整備）

第9条 市長は、対象者について重度心身障害老人等医療受給者台帳（様式第7号）を作成し、常に記載内容について整理しておかなければならない。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条及び第7条関係）

(重) 重度心身障害老人等医療費受給資格認定（更新）申請書												
助成対象者	後期高齢者医療被保険者番号							氏 名	男 女			
	後期高齢者医療被保険者番号							生 年 月 日	年 月 日生			
所 得 状 況												
								①助成対象者	②配偶者及び扶養義務者			
氏 名								/				
個 人 番 号								/				
③ 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 <small>（うち老人扶養親族の数（対象者の所得状況欄については、老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象のうち16～19歳未満の者）の合計）</small>								人 (人)	人 (人)	人 (人)		
(ひとり親家庭の者で該当する場合のみ記入)								/		/		
④ ③以外で前年の12月31日において申請者によって生計を維持していた児童								人	/		/	
⑤ 所 得 額								円	円	円		
⑥ 金 品 等 の 額								円	円	円		
⑦ 控 除	雑 損							円	円	円		
	医 療 費							円	円	円		
	社 会 保 険 料							円	※ 円	※ 円		
	小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金							円	円	円		
	配 偶 者 特 別							円	円	円		
	障害者（特別障害者を除く。）である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数							人 ※ 円	人 ※ 円	人 ※ 円		
	特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数							人 ※ 円	人 ※ 円	人 ※ 円		

障害者・特別障害者・寡婦(夫)・特定の寡婦・勤労学生の特例	障・特障・寡・特寡・勤	障・特障・寡・特寡・勤	障・特障・寡・特寡・勤
	※ 円	※ 円	※ 円
肉用牛の売却による農業所得についての免除額	円	円	円
※ 控除後の所得額	円	円	円
※ 審査	認定・却下		

⑧ 申 請 事 由	心身障害者の方 該当する番号を○で囲んでください。 (1 については () 内の符号)	1. 身体障害者手帳(イ 1級 ロ 2級)を所持している。 2. 療育手帳のA1又はA2を所持している。
	ひとり親家庭の方 該当する番号を○で囲み、 □内を記入してください。	1. 配偶者のいない女子又は男子で18歳未満の児童を扶養している。 住所 氏名 (生年月日) (養育している児童が2名以上いる場合は最年少の者を記入) 2. 父母のいない18歳未満の児童を養育している配偶者のいない女子又は男子、婚姻をしたことのない女子又は男子 住所 氏名 (生年月日) (養育している児童が2名以上いる場合は最年少の者を記入)
<p>重度心身障害老人等医療費受給資格認定申請に関して、申請者及びその扶養義務者の所得を税務当局に照会することに同意し、上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 印</p> <p>大和高田市長 殿</p>		

様式第2号(第4条関係)

重度心身障害老人等医療費受給資格認定通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった重度心身障害老人等医療費受給資格認定申請については、次のとおり認定したので通知します。

記

受給資格の認定期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号(第4条関係)

重度心身障害老人等医療費受給資格認定申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで申請のあった重度心身障害老人等医療費受給資格認定申請については、下記の理由により申請を却下しましたので通知します。

記

(理由)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第5条関係）

重度心身障害老人等医療費助成金支給申請書

(表面)

後期高齢者医療 被保険者番号									
(ふりがな) 氏名							男 女	年 月 日生	
住 所	(〒 -)							(電話番号 -)	
大和高田市長 殿									
上記のとおり、重度心身障害老人等医療費助成金の支給を申請します。 なお、助成金の交付後において、助成金を調整する必要が生じた場合又は市が徴収権を有する医療保険料（税）が滞納となった場合は、次月以降の交付額において相殺、充当することに同意します。									
年 月 日			申請者（被保険者） 氏名						印

口座振替 依頼欄	金融機関名	銀行 信金・信組 農協			本店 支店 出張所			
	金融機関コード				店舗コード			
	預金種別	普通・当座・その他		口座番号				
	口座名義人	フリガナ						

(裏面)

(委任状)

私は、
 年 月 日に請求した重度心身障害老人等医療費助成金の受領に関すること。
 を代理人と定め、次の権限を委任する。

申請者(被保険者)の住所及び氏名
 _____ 印

代理人の住所及び氏名
 _____ 印

様式第5号(第5条関係)

重度心身障害老人等医療費助成金交付請求書

年 月 日

大和高田市長 殿

(申請者) 住所 大和高田市

氏名 印
TEL

※金 円

ただし、年 月分 医療費助成金を上記のとおり交付されるよう請求します。
 なお、上記金額を登録の口座に振り込んでください。

受給資格証 受給者番号	受給者氏名	年 月 日生
	生年月日	
加入医療保険 名称	加入医療保険 記号 番号	記号 番号

◎診療月ごとに申請してください。添付する領収書は受診者名・受診日・保険点数・金額・医療機関名・領収印のあるものに限りです。

【医療等の状況】							年 月 分			決定 番号 ※
入 院	医療機関名				医療機関コード					
	日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額				
	日 (~)	点	円	円	円	円	円			
外 来 等	①	医療機関名				医療機関コード				
		日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額			
		日	点	円	円	円	円	円		
	②	医療機関名				医療機関コード				
		日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額			
		日	点	円	円	円	円	円		
	③	医療機関名				医療機関コード				
		日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額			
		日	点	円	円	円	円	円		
	④	医療機関名				医療機関コード				
		日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額			
		日	点	円	円	円	円	円		
	⑤	医療機関名				医療機関コード				
		日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額			
		日	点	円	円	円	円	円		
合 計			自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額				
			円	円	円	円	円			
※確認欄		保険の自己負担割合 (1割・2割・3割)				※高額療養費の有無 (限度額)				
※ 決 定							決裁年月日	年 月 日		
							交付年月日	年 月 日		
							台帳確認	年 月 日		

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

様式第6号 (第6条関係)

重度心身障害老人等医療費助成金交付請求却下通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで請求のあった重度心身障害老人等医療費助成金交付請求については、下記の理由により請求を却下しましたので通知します。

記

(理由)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号(第9条関係)

重度心身障害老人等医療受給者台帳

重	年齢	福祉管理番号	個人番号
受給者番号	宛名番号	世帯番号	世帯識別
異動年月日	カナ氏名	生年月日	
異動事由	氏名	性別	
異動理由	住所		
届出年月日	電話番号	管轄	大和高田市

交付情報			
申請制度		有効期間	
認定制度		通院有効期間	
資格情報			
申請年月日		申請事由	
取得年月日		取得理由	
却下年月日		却下理由	
喪失年月日		喪失事由	
		喪失理由	

資格履歴情報						
受給者番号	状態	制度	有効期間自	有効期間至	通院有効期間自	通院有効期間至

保険情報						
保険者				保険種別		
記号番号		付加給付		保険取得年月日		
被保険者名		続柄		保険喪失年月日		
保険履歴情報						
保険者番号	保険者名	記号番号	取得年月日	喪失年月日		

保護者情報						
個人番号		世帯番号		世帯識別		
カナ氏名		生年月日				
氏名		性別				
住所						
続柄						

手帳情報	手帳区分		等級		障害名	
手帳発行者			手帳番号			
手帳有効期限			個人番号			
口座情報						
金融機関			支店			
口座種別		口座番号		口座名義人		
備考情報						

規則第43号

大和高田市営斎場管理運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年7月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市営斎場管理運営規則の一部を改正する規則

大和高田市営斎場管理運営規則（平成5年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「及び」を「又は」に改め、同項第3号中「及び申請者」を「又は申請者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令
訓令第4号

大和高田市住宅管理法的措置検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市住宅管理法的措置検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令

大和高田市住宅管理法的措置検討委員会設置要綱（平成21年訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第8条中「環境建設部建築住宅課」を「営繕住宅課」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

訓令第5号

大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令

大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱（平成19年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、大和高田市上下水道部又は」を「及び」に、「土地（以下「公有財産」という。）」を「公有財産（土地及び家屋に限る。以下同じ。）」に改める。

第5条第3項中「建築住宅課長」を「営繕住宅課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

訓令第6号

大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令

大和高田市決裁規程(平成9年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「大和高田市行政組織条例」を「、大和高田市行政組織条例」に改める。

第5条第1項中「若しくは」を「又は」に、「大和高田市文書規則」を「、大和高田市文書規則」に改め、同項第9号中「処分及び管理」を「管理及び処分(財産管理課の所管に属するものを除く。)」に改め、同項中第17号を削り、同項第16号中「入札及び」を削り、「契約監理室長」の次に「及び契約監理室課長」を加え、同号を同項第18号とし、同項第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、同項第13号中「並びに審議会等の会議の公開」を削り、同号を同項第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) 審議会等の会議の公開に関するもの 企画法制課長

第5条第1項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 行政財産の用途廃止に関するもの 財産管理課長

第6条第1項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条第2項中「それぞれ」の次に「の所管する事項において」を加える。

別表第1中「第7条、第8条」を「第7条及び第8条」に改め、「(財政援助的な委託契約の締結を除く。)」を削り、「国、県」を「国及び県」に改める。

別表第2の2 財務部の項第4号ア中「及び」の次に「登録並びに」を加え、同号中キを削り、同表3 市民部の項第5号中イを削り、同項中第7号を第8号に、第6号を第7号に改め、第5号の次に次の1号を加える。

(6) まちづくり振興室市民協働推進課長の専決事項

ア 市民交流センターの使用許可に関すること。

イ 市民活動団体の登録に関すること。

ウ 市民活動団体の育成に関すること。

エ 市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること。

オ 市民活動に関する相談に関すること。

別表第2の6 環境建設部の項中第2号を次のように改める。

(2) 契約監理室長の専決事項

ア 大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第21条の規定により随意契約によることができる金額以下の契約事務に係る審査及び指導の方法に関すること。

イ 入札参加資格の審査及び確認に関すること。

ウ 工事請負、工事に係る調査、設計及び監理の委託並びに清掃及び警備の委託に係る入札予定価格の決定に関すること。

別表第2の6 環境建設部の項第5号中「建築住宅課」を「営繕住宅課」に、同項第6号ウ中「公園・施設の占用・使用許可」を「都市公園及び公園施設の占用及び使用の許可」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

訓令第9号

大和高田市公共施設等総合管理計画策定検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成28年7月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市公共施設等総合管理計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方針を定める大和高田市公共施設等総合管理計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、大和高田市公共施設等総合管理計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 財務部長
- (3) 市民部長
- (4) 福祉部長
- (5) 保健部長
- (6) 環境建設部長
- (7) 上下水道部長
- (8) 市立病院事務局長
- (9) 教育委員会事務局長
- (10) クリーンセンター長
- (11) 大和高田市行政組織規則(平成20年規則第3号)第6条第4項及び大和高田市教育委員会事務局組織規則(昭和33年規則第7号)第8条第5項に規定する部局調整員

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、財務部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から計画策定の日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、改革推進局において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

訓令第10号

大和高田市都市計画道路見直し庁内検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成28年8月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市都市計画道路見直し庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市における都市計画道路の未整備区間について、都市計画決定後の社会情勢の変化に伴う当該道路の必要性及び妥当性を再検証し、効果的かつ効率的な整備を図るため、大和高田市都市計画道路見直し庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

(1) 都市計画道路の見直しに関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 環境建設部長

(2) 企画法制課長

(3) 財産管理課長

(4) 自治振興課長

(5) 生活安全課長

(6) 土木管理課長

(7) 都市計画課長

(8) 学校教育課長

(9) 下水道課長

(10) 水道工務課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、環境建設部長をもって充てる。

3 副委員長は、都市計画課長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 委員長は、会議の結果を市長に報告するものとする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、環境建設部都市計画課において処理する。

（補則）

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、告示の日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 この訓令の施行後最初に行われる委員会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

告 示

告示第80号

平成27年度国民健康保険税第3～8期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年7月7日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 この通知の発送年月日

第3期 平成27年10月26日

第4期 平成27年11月24日

第5期 平成27年12月17日

第6期 平成28年1月25日

第7期 平成28年2月23日

第8期 平成28年3月24日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第81号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号）第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成28年7月8日

大和高田市長 吉田誠克

記

- 1. 職権消除日 平成28年7月8日
- 2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み

告示第82号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成28年7月8日

大和高田市長 吉田誠克

記

- 1. 職権消除日 平成28年7月8日
- 2. 職権消除される者 市役所前の掲示場にて掲示済み

告示第83号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成28年7月15日

大和高田市長 吉田誠克

- 1. 処分の根拠
 - 移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
 - 大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条
- 2. 処分対象自転車等の保管場所
 - 大和高田市曾大根
 - 大和高田市高架下自転車保管所
- 3. 処分年月日
 - 平成28年11月2日
- 4. 処分対象自転車等の移動年月日
 - 平成28年4月1日から平成28年4月30日までの間

告示第84号

平成28年度市民税県民税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年7月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 納税通知書の発送年月日
平成28年6月10日
2. この公示送達により変更する納期限
変更前 平成28年6月30日
変更後 平成28年8月30日
3. 送達を受けるべき者
市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第85号

差押調書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年7月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. この通知の発送年月日
平成28年6月16日
2. 送達を受けるべき者
市役所前の掲示場にて掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第86号

平成28年度国民健康保険税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年7月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. この納入通知書の発送年月日
平成28年7月7日
2. 送達を受けるべき者
市役所前位の掲示場に掲示済み

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第87号

差押調書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年7月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日
平成28年7月16日

- 2 送達を受けるべき者
市役所前の掲示場に掲示済み

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第88号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年8月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

- 2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

（1）放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成28年7月1日	1									
平成28年7月15日	9									
平成28年7月20日			5							
平成28年7月26日			14							
平成28年7月28日			4							
平成28年7月29日			5	1						

（2）放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成28年7月4日	道路	大和高田市高砂町地内	1	
平成28年7月8日	道路	大和高田市昭和町地内	1	
平成28年7月20日	道路	大和高田市今里町地内	1	

平成28年7月22日	道路	大和高田市大字根成柿地内	1	
<p>3. 保管場所 大和高田市曾大根 大和高田市高架下臨時自転車保管所</p> <p>4. 引取期間 告示日から60日間。ただし、祝日を除く。</p> <p>5. 引取時間 午前9時～正午・午後1時～午後5時 ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午</p> <p>6. 引取りのための必要事項 (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。 (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。 ア. 移動費 2,000円 イ. 保管費 1,000円。ただし、移動日から14日以内は無料</p> <p>7. 連絡先 大和高田市役所生活安全課 電話0745-22-1101代表</p>				
<p>告示第89号</p> <p>差押調書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。</p> <p>なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。</p> <p>平成28年8月5日</p> <p style="text-align: right;">大和高田市長 吉田誠克</p> <p>1 この通知の発送年月日 平成28年7月13日</p> <p>2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み</p> <p>(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。</p>				
<p>告示第90号</p> <p>差押調書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。</p> <p>なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。</p> <p>平成28年8月5日</p> <p style="text-align: right;">大和高田市長 吉田誠克</p> <p>1 この通知の発送年月日 平成28年6月30日 平成28年7月6日</p> <p>2 送達を受けるべき者</p>				

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公 告

公告第88号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年7月8日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 業務名	消防設備定期点検業務（市内8小学校）
2 業務場所	大和高田市旭北町他7地内
3 業務期間	契約締結の日から平成29年3月31日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿、又は大和高田市建物管理等に係る役務の提供競争入札参加資格者登録名簿（建物管理業務）に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 次のいずれかの資格を有する者であること。</p> <p>ア) 「消防設備点検資格者の第1種」及び「第2種」の資格を有する者</p> <p>イ) 「消防設備点検資格者の第1種」、「消防設備士甲種又は乙種の第4類及び第5類」及び「消防設備士乙種の第7類」の資格を有する者</p> <p>ウ) 「消防設備点検資格者の第2種」、「消防設備士甲種又は乙種の第1類」及び「消防設備士乙種の第6類」の資格を有する者</p> <p>エ) 「消防設備士甲種又は乙種の第1類、第4類及び第5類」及び「消防設備士乙種の第6類及び第7類」の資格を有する者</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（3）に定める有資格者であることを証する写しと5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してく</p>

	<p>ださい。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年7月11日(月)から平成28年7月15日(金)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年7月19日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年7月11日(月)から平成28年7月15日(金)まで</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 前回の報告書の閲覧	<p>前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 平成28年7月22日(金)</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は午後3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階教育総務課</p>
10 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年7月22日(金)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年7月26日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
11 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限</p>

	<p>平成28年7月28日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1.2 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1.3 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.4 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年7月29日(金) 午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1.5 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1.6 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。
1.7 契約保証金	免除します。
1.8 最低制限基準比較価格	840,000円(消費税等抜き)
1.9 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>
<p>公告第89号</p> <p>次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。</p> <p>平成28年7月8日</p> <p style="text-align: right;">大和高田市長 吉田 誠 克</p>	
1 業務名	消防設備定期点検業務(市内3中学校・市内6幼稚園・市内公立2認定こども園及び6保育所)

2 業務場所	大和高田市大中东町他16地内
3 業務期間	契約締結の日から平成29年3月31日(金)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿、又は大和高田市建物管理等に係る役務の提供競争入札参加資格者登録名簿(建物管理業務)に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 次のいずれかの資格を有する者であること。</p> <p>ア 「消防設備点検資格者の第1種」及び「第2種」の資格を有する者</p> <p>イ 「消防設備点検資格者の第1種」、「消防設備士甲種又は乙種の第4類及び第5類」及び「消防設備士乙種の第7類」の資格を有する者</p> <p>ウ 「消防設備点検資格者の第2種」、「消防設備士甲種又は乙種の第1類」及び「消防設備士乙種の第6類」の資格を有する者</p> <p>エ 「消防設備士甲種又は乙種の第1類、第4類及び第5類」及び「消防設備士乙種の第6類及び第7類」の資格を有する者</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(3)に定める有資格者であることを証する写しと5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年7月11日(月)から平成28年7月15日(金)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日</p>

	<p>平成28年7月19日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年7月11日(月)から平成28年7月15日(金)まで</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 前回の報告書の閲覧	<p>前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 平成28年7月22日(金)</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は午後3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階教育総務課</p>
10 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年7月22日(金)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年7月26日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
11 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年7月28日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
12 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
13 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参</p>

	加資格停止の措置を講じることとなります。
14 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年7月29日(金) 午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
15 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
16 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
17 契約保証金	免除します。
18 最低制限基準比較価格	840,000円(消費税等抜き)
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第90号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年7月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	材木町他地内道路除草作業
2 工事場所	大和高田市材木町他地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年8月31日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づ

	<p>く資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年7月21日(木)から平成28年7月27日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年7月28日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年7月21日(木)から平成28年7月29日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)につ</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載</p>

いての質疑応答	<p>しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年7月29日(金)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年8月1日(月)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年8月2日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年8月3日(水)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>1,130,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p>

- (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。
 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第91号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年7月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	奥田他地内道路除草作業
2 工事場所	大和高田市奥田他地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年8月31日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年7月21日(木)から平成28年7月27日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年7月28日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年7月21日(木)から平成28年7月29日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年7月29日(金)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年8月1日(月)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年8月2日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として</p>

	徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年8月3日(水) 午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	1,030,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第92号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年7月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大中地内側溝修繕工事
2 工事場所	大和高田市大中地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年9月30日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとしてします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けてい

	<p>る者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年7月21日(木)から平成28年7月27日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年7月28日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年7月21日(木)から平成28年7月29日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>

9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年7月29日(金)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年8月1日(月)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年8月2日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年8月3日(水)午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>550,000円(消費税等抜き)</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開</p>

札を中止します。
 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。
 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第93号

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定に基づき、平成28年度大和高田市職員採用試験（医療職）の実施を次のとおり公告する。

平成28年7月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
助産師	2名	(1) 昭和52年4月2日以降に生まれた人で、「保健師助産師看護師法」による看護師免許を有する人又は、平成29年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの人 (2) 大和高田市立病院で交代制勤務可能な人

(1) 全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 大和高田市において懲戒免職を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ④ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ⑤ 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職等が制限されている人

2 試験の日時・場所・試験の種類及び合格発表

区分	試験内容
日時	平成28年10月8日（土）午前9時～（受付午前8時40分～）
場所	大和高田市立病院 放射線治療棟3階（大和高田市磯野北町1番1号）
試験の種類	小論文(60分) 口述試験（面接）
合格発表	試験後3週間程度（合否にかかわらず本人に通知します。）

※応募状況等により、第2次試験を実施する場合があります。

3 受験手続

(1) 受付期間

受付期間：平成28年9月1日（木）から平成28年9月20日（火）まで
 （ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。）

受付時間：午前9時から午後5時まで（受験票を交付します。）

(2) 受付場所

受付場所：大和高田市立病院 総務課
 所在地：奈良県大和高田市磯野北町1番1号

(注) 郵送での受付はいたしません。必ず持参してください（代理可）。

(3) 提出書類 ◎必須書類 ○免許取得者 △免許取得見込者

提出書類 職種	履歴書市販 A4判	写真 2枚	最終学校 卒業(見込) 証明書	最終学校 成績 証明書	免許証 (写し可)	返信用 封筒
助産師	◎	◎	△	△	○	◎

(注1) 写真は、3月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm 横3cm）で、うち1枚は履歴書に貼付し、他1枚は受験票用に持参してください。

(注2) 返信用封筒（定形封筒：23.5cm×12.0cm）1通に82円切手を貼付し、宛名を記入してください。

(注3) 免許取得者は、最終学校の卒業証明書及び成績証明書は不要です。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

①採用予定者 平成29年4月1日付けで採用します。

②採用候補者 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に欠員などが生じ、補充することが必要であるときに限り採用します。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から1年間です。

(3) 最終合格者のうち、免許取得見込みの者が平成29年3月末日までに実施される国家試験で当該免許を取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者・採用候補者）から抹消します。

5 給与等について

現行初任給	助産師	・月額220,600円 (大学卒業程度で採用前に職歴がない場合)
		・月額214,700円 (短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合)

(1) 給料月額は、平成28年4月1日現在の給料表に基づいています。

(2) 初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。

(3) 一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、各種手当が支給されますが、一部手当については、当分の間、減額措置を行うこととしています。

6 その他

(1) 提出書類に不備がある場合は、お返しすることがありますが、このために生じた申込の遅延等には責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。

(2) 提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

(3) この試験に関する提出書類は、一切お返ししません。

(4) インターネットでも採用試験に関する情報を提供しています。

(ホームページアドレス <http://www.ym-hp.yamatotakada.nara.jp>)

(5) 採用時には健康診断書を提出してください。

(6) 試験についての問合せ先

大和高田市立病院事務局総務課内「大和高田市（市立病院）職員採用試験委員会事務局」
(TEL: 0745-53-2901)

公告第94号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年7月28日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	高4枝市場地内管渠工事(58)・給配水管移設工事(G58)
2 工事場所	大和高田市市場地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年12月28日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1)平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一

	<p>式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年7月29日(金)から平成28年8月4日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年8月5日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間</p>

	<p>平成28年7月29日(金)から平成28年8月9日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年8月9日(火)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年8月10日(水)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年8月17日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年8月18日(木)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもつ</p>

決定	て入札を行った者としします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	16,880,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第95号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年7月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	本郷大中線道路改良工事・高4枝南本町地内管渠工事(62)・配水管布設工事(南本町)
2 工事場所	大和高田市南本町地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年12月28日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとしします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとしします。様式については、大和高田市

	<p>ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年7月29日(金)から平成28年8月4日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年8月5日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年7月29日(金)から平成28年8月9日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年8月9日(火)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年8月10日(水)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年8月17日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌以降に到着した入札書は無効とします。</p>

	<p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年8月18日(木) 午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
1.4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1.5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。
1.6 契約保証金	免除します。
1.7 最低制限基準比較価格	15,100,000円(消費税等抜き)
1.8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1.9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2.0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第96号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年7月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高5枝春日町2丁目地内管渠工事(8)・給配水管移設工事(G08)
2 工事場所	大和高田市春日町2丁目地内

3 工事期間	契約締結日から平成28年12月28日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年7月29日(金)から平成28年8月4日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年8月5日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p>

	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年7月29日(金)から平成28年8月9日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年8月9日(火)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年8月10日(水)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年8月17日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年8月18日(木)午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p>

	(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	13,610,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第97号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年7月28日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	曾大根1丁目・昭和町地内マンホール蓋替工事（31）
2 工事場所	大和高田市曾大根1丁目・昭和町地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年12月28日（水）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての

申請	<p>確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年7月29日(金)から平成28年8月4日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年8月5日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年7月29日(金)から平成28年8月9日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成28年8月9日(火)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年8月10日(水)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>

10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年8月17日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年8月18日(木) 午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>7,730,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第98号

大和高田市職員採用規程(平成21年訓令第6号)第6条の規定に基づき、平成28年度大和高田市職員採用試験の実施を次のとおり公告する。

平成28年8月1日

大和高田市長 吉田誠克

1. 職種及び試験区分、採用予定人員、受験資格など		
職種及び試験区分	採用予定人員	受 験 資 格
一般事務職	大学	12人 昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人、又は平成29年3月卒業見込みの人
	高校	3人 平成3年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業した人、又は平成29年3月卒業見込みの人
一般事務職 身体障がい者対象 ※1	2人	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業した人、又は平成29年3月卒業見込みの人
情報処理(大学)	1人	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学を卒業した人または平成29年3月卒業見込みの人で、経済産業省が認定する情報処理技術者試験における下記のうちいずれかの試験に合格した人 ・高度試験(過去制度の高度試験を含む。) ・応用情報技術者試験(ソフトウェア開発技術者試験、第一種情報処理技術者試験を含む。) ・基本情報技術者(第二種情報処理技術者試験を含む。)
建築技術職	1人	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の建築専門課程を卒業した人、又は平成29年3月卒業見込みの人
土木技術職	5人	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の土木専門課程(農業土木を含む。)を卒業した人、又は平成29年3月卒業見込みの人
電気技術職	2人	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の電気専門課程を卒業した人、又は平成29年3月卒業見込みの人
社会福祉士	1人	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士資格を有する人、又は平成29年3月末日までに取得見込みの人
主任介護支援専門員	1人	昭和47年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を有し、かつ主任介護支援専門員資格を有する人
保育士・幼稚園教諭 ※2	5人	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格並びに幼稚園教諭免許の両方を有する人、又は平成29年3月末日までに両方取得見込みの人
栄養士(大学)	1人	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人、又は平成29年3月卒業見込みの人で、管理栄養士免許を有する人
清掃作業員	4人	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業した人、又は平成29年3月卒業見込みの人で、普通自動車運転免許(AT限定を除く。)以上を有する人

「短期大学」には、高等専門学校及び学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上であり、かつ、1600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを卒業の要件とするものを含みます。

※1 「一般事務職 身体障がい者対象」の受験資格については、上記の受験資格を有するとともに、次の全ての要件を満たす人となります。

- ① 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級の人
- ② 自力で通勤でき、介護者なしに職務の遂行が可能の人
- ③ 通常の勤務時間(原則として週38時間45分、1日7時間45分)に対応できる人
- ④ 活字印刷文による出題及び口述による面接試験に対応できる人

※2 保育士・幼稚園教諭は、採用後、市立の保育所、幼稚園及び認定こども園のいずれかに配属する予定です。

◎全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 大和高田市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (5) 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職などが制限されている人

2. 試験の日時・場所・試験の種類及び合格発表

区分	第1次試験	第2次試験	第3次試験
日時	平成28年9月18日(日) 午前9時から	平成28年10月中旬予定	平成28年11月中旬予定
場所	大和高田市立高田中学校	第1次試験合格者に通知	第2次試験合格者に通知
試験の対象と種類	<ul style="list-style-type: none"> ・全職種 … 一般教養試験 ・建築技術職、土木技術職、電気技術職、社会福祉士、主任介護支援専門員、保育士・幼稚園教諭、栄養士 … 専門試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般事務職、情報処理、建築技術職、土木技術職、電気技術職、社会福祉士、主任介護支援専門員、栄養士 ①集団討論試験 ②職場適応性検査 ・保育士・幼稚園教諭 ①集団討論試験 ②職場適応性検査 ③実技試験 ・清掃作業員 ①集団討論試験 ②職場適応性検査 ③体力測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職種 ①個別面接 ②小論文
合格発表	平成28年10月上旬予定 (合否にかかわらず本人に通知します。)	平成28年10月末ごろ (合否にかかわらず本人に通知します。)	平成28年11月末ごろ (合否にかかわらず本人に通知します。)

※ 合否については、大和高田市のホームページでも確認できます。

※ 試験の内容に関する問合せについては、一切、お答えできません。

※ 第1次試験会場

大和高田市立高田中学校

大和高田市大東町5番48号 TEL 0745-22-0851

3. 受験手続

1 申込書の交付

職員採用試験申込書は、大和高田市役所人事課(市役所3階)で交付します。(大和高田市役所のホームページからダウンロードできます。)

2 受付期間及び受付場所

受付期間：平成28年8月5日(金)から平成28年8月18日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

午前9時～午後5時 (郵送の場合、8月18日(木)当日消印有効)

受付場所：大和高田市役所3階人事課内 大和高田市職員採用試験委員会

※持参の場合は、代理可

郵送の場合は、下記の宛て先まで必ず「簡易書留」で送付してください。

送付先：〒635-8511

大和高田市大東100番地1

大和高田市役所人事課内 大和高田市職員採用試験委員会

4. 提出書類（①から③は全職種とも必要となります。）

- ① 職員採用試験申込書
- ② 写真2枚（3カ月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm 横3cm）で、1枚は申込書に貼付し、もう1枚は受験票用に持参又は同封）
- ③ 返信用封筒（長形3号：23.5cm×12.0cm）に82円切手を貼付し、住所宛名を書いたもの

※第1次試験合格者には、大和高田市職員採用試験委員会が指定する期日までに、下記の書類の提出を求めます。

- ① 最終学校卒業（見込）証明書
- ② 資格証明書・免許証の写し、又は取得見込証明書（写し不可）
情報処理、社会福祉士、保育士・幼稚園教諭、主任介護支援専門員、栄養士の受験者は必要となります。
- ③ 一般事務職（身体障がい者対象）の受験者は、身体障害者手帳の写し、清掃作業員の受験者は、自動車運転免許証の写しが必要となります。

5. 試験結果の開示

試験の結果については、開示請求ができます。電話などによる開示請求はできませんので、受験者本人が、受験票と本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持って、直接、市役所3階人事課まで来てください。

区分試験	請求できる人	開示内容	開示期間及び開示場所
第1次試験 第2次試験 第3次試験	不合格者 (本人に限る。)	総合得点 総合順位	合格通知の日から起算して2週間 大和高田市役所人事課

※ 開示時間は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時までです。

6. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。
 - ①採用予定者 平成29年4月1日付けで採用します。
 - ②採用候補者 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に欠員などが生じ、補充することが必要であるときに限り採用します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までです。
- (3) 最終合格者のうち、卒業見込みの人が平成29年3月末日までに卒業できなかった場合並びに免許又は資格取得見込みの人が所定の時期までにこれを取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者、採用候補者）から抹消します。
- (4) 本市では、採用試験（合格者決定）を適正に行うため、民間有識者で構成される「大和高田市職員採用試験検討・監理委員会」を設置しています。

7. 給与について

- ・ 平成28年4月1日現在の初任給月額は、大卒176,700円、短大卒157,300円、高校卒144,600円で、他に地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。
- ・ 一般事務職（身体障がい者対象）の初任給は、高校卒となります。清掃作業員の初任給は、年齢に応じています。
- ・ ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、一部手当については減額措置を講じています。
- ・ なお、初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
- ・ 全ての職種の給料は、行政職給料表を適用します。

8. その他

- ・ 申込書の記載事項及び提出書類に不備がある場合は、お返しすることがありますが、このために生じた申込の遅延等には責任を負いません。受験手続には十分注意してください。
- ・ 受験資格がないことおよび申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- ・ この試験に関する提出書類は、一切お返しいたしません。なお、提出書類等により

取得した個人情報については今回の職員採用試験の実施のためだけに用い、それ以外の目的には使用しません。また、大和高田市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。

試験についての問合せ先

〒635-8511 大和高田市大中100番地1
大和高田市役所 企画政策部人事課内
「大和高田市職員採用試験委員会」
Tel 0745-22-1101 内線212・213
インターネットホームページでも採用情報を掲載しています。
<http://www.city.yamatotakada.nara.jp>

教育委員会

教育委員会規則第2号

夜間学級の就学に係る費用の徴収に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成28年7月13日

大和高田市教育委員会
教育長 早川博

夜間学級の就学に係る費用の徴収に関する規則を廃止する規則
夜間学級の就学に係る費用の徴収に関する規則(平成23年教育委員会規則第2号)は、廃止する。
附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

教育委員会告示第16号

大和高田市教育委員会7月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成28年7月8日

大和高田市教育委員会
教育長 早川博

記

日 時 平成28年7月13日(水)午後2時
場 所 さざんかホール4階会議室
議 案 第1号 夜間学級の就学に係る費用の徴収に関する規則を廃止する規則(案)について
第2号 第69回市民体育大会(陸上レクリエーション大会)開催要項(案)について
第3号 後援願いについて
第4号 その他

農業委員会

農業委員会告示第7号

大和高田市農業委員会8月定例委員会を次のとおり招集する。

平成28年7月26日

大和高田市農業委員会
会長 松田 榮 義

記

日 時 平成28年8月10日(水)午後3時
場 所 市役所3階東会議室

- 議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
 第2号 農地法第5条規定による申請の件
 第3号 農地法第18条第6項規定による通知の件
 第4号 その他

公平委員会

公平委員会規則第4号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市公平委員会

委員長 宮内 嵩

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和27年公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第1条中「又は異議申立て(以下「不服申立て」という。)」を削り、「とる」を「執る」に改める。

第2条の見出しを「(定義)」に改め、同条第1項を次のように改める。

この規則において「請求者」とは、処分を受けてその処分について審査請求する者をいう。

第2条第2項中「処分について審査請求をする者を審査請求人と、異議申立てをする者を異議申立人と、処分を行った者を処分者という」を「この規則において「処分者」とは、処分を行った者をいう」に改め、同条に次の1項を加える。

3 この規則において「当事者」とは、請求者及び処分者をいう。

第3条第2項中「円滑迅速」を「円滑かつ迅速」に改める。

第5条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第8条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立書(以下「不服申立書」という。)」を削り、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「請求者」に改め、同項第1号及び第2号中「処分を受けた者」を「請求者」に、同項第8号中「年月日。」を「年月日(処分説明書が交付されなかったときは、その経緯)」に改め、同号ただし書を削り、同項第9号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第4項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「請求者」に改める。

第9条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「請求者」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「請求者」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「請求者」に、「前項の」を「前項の規定による」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「請求者」に改める。

第10条の見出し中「併合」を「併合及び分離」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「。公平委員会は」を「。この場合において、公平委員会は」に改める。

第10条の2第1項中「審査の併合に係る事案の不服申立人」を「審査請求の併合に係る審査の請求者」に改め、「及び」の次に「選任した代表者を」を加え、同条第2項中「不服申立人が」を「請求者が前項の規定により」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「請求者」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立人」を「請求者」に改める。

第11条第1項及び第2項中「不服申立人」を「請求者」に改め、同条第10項中「かえて」を「代

えて」に改める。

第12条第5項中「その指揮に従わない者の発言を禁止し」を「発言がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当ではない場合にはこれを制限し」に改め、同条第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 公平委員会は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の前で陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を執ることができる。この場合、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

第13条の2の次に次の1項を加える。

(審理の終了)

第13条の3 公平委員会は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとする。

2 前項に定めるもののほか、公平委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。

(1) 請求者から第11条第2項又は第12条第2項に規定する反論書がこれらの規定の相当の期間内に提出されない場合において、公平委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかったとき。

(2) 請求者及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。

3 公平委員会は、前2項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに、当事者にその旨を通知するものとする。

第14条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立人」を「請求者」に改め、「又は決定(以下「判定」という。)」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項及び第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第15条中「不服申立人」を「請求者」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第17条の見出しを「(裁決)」に改め、同条第1項中「判定を」を「裁決を」に改め、「又は決定書(以下「判定書」という。)」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「判定書」を「裁決書」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 裁決

(2) 理由

(3) 裁決の日付

第17条第3項中「判定」を「裁決」に改める。

第18条中「不服申立人」を「請求者」に改める。

第19条第1項第1号中「判定」を「裁決」に改め、同項第2号中「新たな、かつ、重大な証拠が」を「重大な証拠が新たに」に改め、同項第3号中「判定」を「裁決」に改め、同条第2項及び同条第4項第2号中「判定」を「裁決」に改める。

第23条第1項中「基いて」を「基づいて」に、「判定」を「裁決」に、「、これを確認し、不当であると認める場合には、最初の判定を修正し」を「これを確認し、不当であると認める場合には最初の裁決を修正し」に、「かえて」を「代えて」に改める。

第24条第2号中「調」を「調べ」に改める。

第25条中「不服申立て」を「審査請求」に、「とる」を「執る」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前にされた処分に対する不服申立てについては、なお従前の例による。

公営企業

水道事業告示第9号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成28年8月1日

水道事業管理者
大和高田市長 吉田 誠 克

業者名	代表者名	所在地
株式会社 西日本設備	三角 武史	大阪市北区東天満一丁目6番8号 ラシーヌ東天満902

水道事業公告第16号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年7月12日

水道事業管理者
大和高田市長 吉田 誠 克

1 件名	平成28年度給配水管漏水調査業務委託
2 履行場所	市内全域
3 履行期間	契約締結日の翌日から平成28年11月30日まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (4) (1)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (5) 大和高田市競争入札参加資格者登録名簿の漏水調査業務に登録している者であること。 (6) 過去5年度（平成23年4月1日から平成28年3月31日まで）において、市町村（特別区を含む。）の上水道事業での給配水管漏水調査業務を元請けで1件あたり1千万円以上の履行実績を有する者であること。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。

	<p>(2) 必要書類として、5(4)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。また、5(6)の要件を満たすことを証する当該業務の契約書の写しを提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年7月13日(水)から平成28年7月21日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年7月22日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年7月13日(水)から平成28年7月21日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年7月27日(水)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年7月29日(金)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年8月2日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p>

	<p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留または特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年8月3日(水) 午前11時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1.4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1.5 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。
1.6 契約保証金	免除します。
1.7 最低制限基準比較価格	4,960,000円(消費税等抜き)
1.8 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

水道事業公告第17号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年7月28日

水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事(有井第3工区)
2 工事場所	大和高田市有井地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年11月30日(水)まで

4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事(水道)に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年7月29日(金)から平成28年8月4日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年8月5日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p>

	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年7月29日(金)から平成28年8月9日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年8月9日(火)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年8月10日(水)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年8月17日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年8月18日(木)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p>

	(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	10,940,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。